

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
4	静岡県地震対策推進条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(7) (略)	三島市 伊東市 島田市 磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市	4	静岡県地震対策推進条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(7) (略)	三島市 島田市 磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市
(略)			(略)		
6の13	文化財保護法第125条第1項の許可に係る申請書の受付及び同項に規定する許可の伝達	全町	6の13	文化財保護法第125条第1項の許可に係る申請書の受付及び同項に規定する許可の伝達（ <u>文化財保護法施行令第6条第2項第1号に規定する許可（同条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示されたものに限る。）に係るものを除く。</u> ）	全町
(略)			(略)		
20	大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）	20	大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>(1)から(5)まで及び(7)から(9)までにおいては、電子的方法</u> ）	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）

			(1)～(20) (略)
(略)			
21	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）	(1)～(10) (略)
(略)			
23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）	(1)・(2) (略)
(略)			

			(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行われる届出に係るものを除く。）
			(1)～(20) (略)
(略)			
21	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 <u>（(1)から(7)までにおいては、電子的方法により行われる届出に係るものを除く。）</u>	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）	(1)～(10) (略)
(略)			
23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 <u>（電子的方法により行われる届出に係るものを除く。）</u>	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）	(1)・(2) (略)
(略)			

24の 2	ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(8) (略)	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
(略)		
27	静岡県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(19) (略)	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
(略)		
34	静岡県福祉のまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(3)及び(4)においては、 <u>電子的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県</u>	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市を除く。）

24の 2	ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(6)まで及び(8)においては、 <u>電子的方法により行われる届出等に係るものを除く。</u> ）  (1)～(8) (略)	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
(略)		
27	静岡県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(4)から(8)まで及び(10)から(17)までにおいては、 <u>電子的方法により行われる届出に係るものを除く。</u> ）  (1)～(19) (略)	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
(略)		
34	静岡県福祉のまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(3)及び(4)においては、 <u>電子的方法により行われる届出に係るものを除く。</u> ）	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市を除く。）

	<p><u>条例第65号) 第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)</u>により行われる届出に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	
(略)		
62の9	<p>戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第5条の規定による<u>届出に係る届出書</u>の受付</p>	全市町
(略)		
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 法第36条の8第1項の試験に係る受験願書の受付</u></p> <p><u>(23)～(30)</u> (略)</p> <p><u>(31)</u> (1)から<u>(30)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定め</p>	静岡市 浜松市

	(1)～(4) (略)	
(略)		
62の9	<p>戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第5条の規定による<u>返還に係る手帳</u>の受付</p>	全市町
(略)		
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22)～(29)</u> (略)</p> <p><u>(30)</u> (1)から<u>(29)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定め</p>	静岡市 浜松市

	るもの	
(略)		
91	<p>大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第4条第1項第1号の許可に係る申請書の受付及び同号に規定する許可に係る許可書の手交</p> <p>(2) 法第5条第1項の免許に係る申請書の受付</p> <p>(3) 法第7条第1項の大麻取扱者免許証の手交</p> <p>(4) 法第10条第1項の免許の取消に係る申請書の受付</p> <p>(5) 法第10条第2項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6) 法第10条第4項の規定による返納の受付</p> <p>(7) 法第10条第5項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(8) 法第10条第6項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る免許証の手交</p> <p>(9) 法第10条第7項の規</p>	静岡市 浜松市

	るもの	
(略)		
91	削除	

	<p>定による返納の受付</p> <p>(10) <u>法第14条ただし書の許可に係る申請書の受付及び同条ただし書に規定する許可に係る許可書の手交</u></p> <p>(11) <u>法第15条の規定による報告に係る報告書の受付</u></p> <p>(12) <u>法第16条第1項の許可に係る申請書の受付及び同項に規定する許可に係る許可書の手交</u></p> <p>(13) <u>法第17条の規定による報告に係る報告書の受付</u></p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>				
(略)		(略)			
106 の2	<p>国有財産法（以下この項において「法」という。）の施行に関する<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された漁港（市町が漁港管理者であるものに限る。）の区域内に所在する農林水産大臣所管の国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 湖西市 伊豆市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 吉田町</p>	106 の2	<p>国有財産法（以下この項において「法」という。）の施行に関する<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された漁港（市町が漁港管理者であるものに限る。）の区域内に所在する農林水産大臣所管の国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 湖西市 伊豆市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 吉田町</p>

	項第1号イ及びロに掲げるものに限る。)に係る法第3章の2に規定する事務並びにこれらに準ずる事務であって立入り及び境界確定に係るもの(県施行公共工事に係るものを除く。)	
(略)		
133	<p>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>政令第20条の2第14項の認定</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>政令第38条の4第24項の認定</u></p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 富士市</p>
134	<p>租税特別措置法施行令(以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>政令第20条の2第14項の認定に係る申請書の受付</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>政令第38条の4第24項の認定に係る申請書の受付</u></p>	<p>全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)</p>
(略)		
143	<p>建築基準法(以下この項において「法」とい</p>	<p>全市町(法第4条第1項及び第</p>

	246号)第6条第2項第1号イ及びロに掲げるものに限る。)に係る法第3章の2に規定する事務並びにこれらに準ずる事務であって立入り及び境界確定に係るもの(県施行公共工事に係るものを除く。)	
(略)		
133	<p>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>静岡市 浜松市 沼津市 富士市</p>
134	<p>租税特別措置法施行令(以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)</p>
(略)		
143	<p>建築基準法(以下この項において「法」とい</p>	<p>全市町(法第4条第1項及び第</p>

	<p>う。)及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(50)、(53)、(54)、(73)、(78)、(91)、(100)から(102)まで、(104)、(106)、(108)、(111)、(113)から(115)まで、(119)から(123)まで、(127)及び(130)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(48) (略)</p> <p>(49) 法第52条第14項の規定による許可に係る申請書の受付（同項第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。）</p> <p>(50)・(51) (略)</p> <p>(52) 法第53条第5項の規定による許可に係る申請書の受付</p>	<p>2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>		<p>う。)及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(50)、(53)、(54)、(73)、(78)、(91)、(100)から(102)まで、(104)、(106)、(108)、(111)、(113)から(115)まで、(119)から(123)まで、(127)及び(130)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(48) (略)</p> <p>(49) 法第52条第14項<u>（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</u>の規定による許可に係る申請書の受付（同項第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。）</p> <p>(50)・(51) (略)</p> <p>(52) 法第53条第5項<u>（建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u></p>	<p>2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>
--	---	-------------------------------	--	---	-------------------------------



	(53)～(55) (略)	
	(56) 法第55条第3項の規定による許可に係る申請書の受付	
	(57)～(63) (略)	
	(64) 法第58条第2項の規定による許可に係る申請書の受付	
	(65)～(132) (略)	
(略)		
146	建築基準法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(4) (略)	
(略)		
151 の17	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において</u>	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条

	<u>む。）の規定による許可に係る申請書の受付</u>	
	(53)～(55) (略)	
	(56) 法第55条第3項 <u>（建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> の規定による許可に係る申請書の受付	
	(57)～(63) (略)	
	(64) 法第58条第2項 <u>（建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> の規定による許可に係る申請書の受付	
	(65)～(132) (略)	
(略)		
146	建築基準法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>政令第137条の12第6項の規定による認定に係る申請書の受付</u> (5) <u>政令第137条の12第7項の規定による認定に係る申請書の受付</u> (6) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
(略)		
151 の17	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行</u>	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条

	「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (I)~(II) (略)	の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
(略)		
151 の19	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物 (その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。) (I)~(II) (略)	全市町 (建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
151 の20	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (I)~(4) (略)	全市町 (建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
(略)		
151 の22	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築基準法	全市町 (建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)

	に関する次に掲げる事務 (I)~(II) (略)	の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
(略)		
151 の19	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物 (その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。) (I)~(II) (略)	全市町 (建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
151 の20	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (I)~(4) (略)	全市町 (建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
(略)		
151 の22	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築基準法	全市町 (建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)

<p>第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p>		<p>第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の62の9の項、133の項及び134の項の改正並びに次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1の91の項の改正 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた土地等の譲渡に係る改正前の別表第1の133の項(1)の認定及び134の項(1)の申請書の受付については、なお従前の例による。